

地域交通検討専門分科会書面開催結果報告

地域運営交通「おおらっこ・かわきた号」の運行便数等の変更

1. 報告内容

- 平成26年度より大浦・川北地区で本格運行している「おおらっこ・かわきた号（大浦・川北地区）」について、利用状況を踏まえ運行便数等の変更を行うに当たり、地域交通計画の変更について、地域交通検討専門分科会にて協議し、合意した。

※ 金沢市地域運営交通運行費補助金交付要綱に基づく合意

- 地域交通のサービス低下につながらないよう留意が必要である、との意見があったことから事業主体と共有し、利便性の維持に引き続き努める。

2. 運行計画（令和6年8月～）の変更点

利用が少ないジャンボタクシー病院循環便を廃止し事業費を抑え、使用車両を変更し、既存便の輸送量を向上させる。

| 変更前 | | | 変更後 | | |
|-----|-------|----------|-----|-----|--------|
| 1便目 | 各停便 | 通勤バス | 1便目 | 各停便 | マイクロバス |
| 2便目 | 各停便 | ジャンボタクシー | 2便目 | 各停便 | マイクロバス |
| 3便目 | 病院循環便 | ジャンボタクシー | 3便目 | 廃止 | |

変更点は赤字箇所

1. 事業主体
おおらっこ・かわきた号運行委員会
(大浦校下町会連合会、川北地区町会連合会)

2. 運行事業者
金城交通株式会社

3. 交通手段
マイクロバス 29人乗り (乗車定員11人以上)
~~コミュニティバス 13人乗り (乗車定員11人以上)~~
~~ジャンボタクシー 10人乗り (乗車定員10人以下)~~

| | | | | | |
|---------------|------|------|------------|----|---------|
| 4. 1 便当たり走行時間 | | | | | |
| ・バス | 1 便目 | 車庫出発 | 8 時30分 | | |
| | | 営 業 | 9 時～12時40分 | | |
| | | 車庫到着 | 13時10分 | 合計 | 4 時間40分 |
| | 2 便目 | 車庫出発 | 12時20分 | | |
| | | 営 業 | 13時～16時40分 | | |
| | | 車庫到着 | 17時00分 | 合計 | 4 時間40分 |

5. 運行経路・運行時間帯

P 4 のとおり (病院循環便廃止)

6. 1 便当たりの営業走行距離

・バス営業走行距離 片道23.5キロ (往復47キロ) 回送走行距離 (車庫～湊) 片道 8 キロ (往復16キロ)

~~・タクシー (各停) 営業走行距離 片道22キロ (往復44キロ)~~

~~・タクシー (病院循環便) 営業走行距離 片道16キロ (往復32キロ)~~

7. 運行日

原則 毎週 火・金曜日 延べ104日間

8. 会費

大浦校下町会連合会に属する町会及び川北町会連合会に属する町会の住民

1 世帯 1 年当り 1,000円



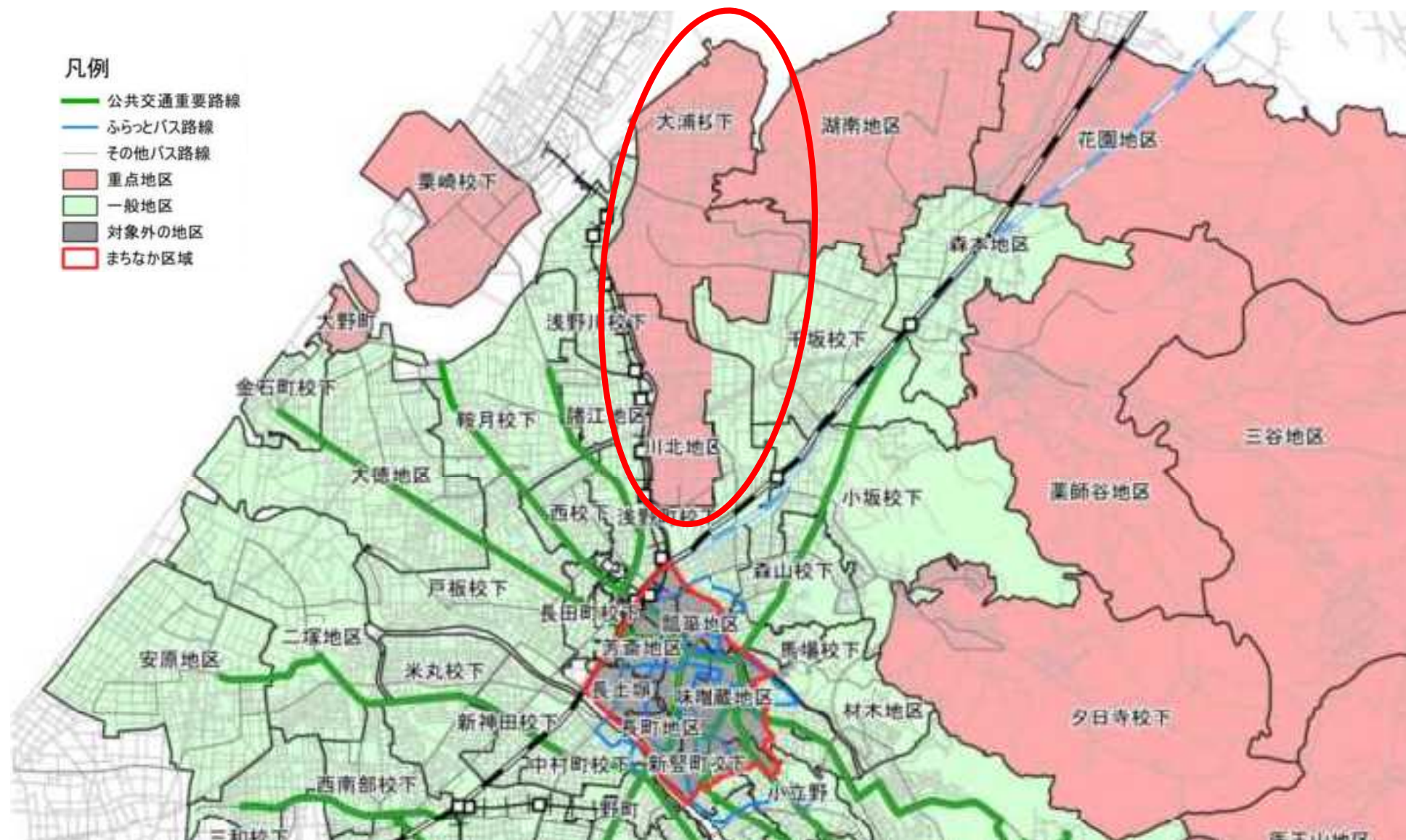
毎週
火曜・金曜
運行中!

令和6年8月改定(令和6年8月から) マイクロバス

マイクロバス

| バス停番号 | バス停 | コミュニティバス | ジャンボタクシー | ジャンボタクシー-病院循環 | |
|-------|-----------------|----------|----------|---------------|-------|
| 1 | 湊 | 9:00 | 12:38 | 13:00 | 16:38 |
| 2 | 湊 | 9:00 | 12:38 | 13:00 | 16:38 |
| 3 | 湊 | 9:01 | 12:37 | 13:01 | 16:37 |
| 4 | 東蚊爪 美里医院 | 9:04 | 12:34 | 13:04 | 16:34 |
| 5 | 東蚊爪 | 9:06 | 12:32 | 13:06 | 16:32 |
| 6 | 東蚊爪 | 9:07 | 12:31 | 13:07 | 16:31 |
| 7 | 大浦 大浦公園 | 9:09 | 12:29 | 13:09 | 16:29 |
| 8 | 大浦 豊栄神社 | 9:10 | 12:28 | 13:10 | 16:28 |
| 9 | 大浦 | 9:12 | 12:26 | 13:12 | 16:26 |
| 10 | 木越 | 9:16 | 12:22 | 13:16 | 16:22 |
| 11 | 木越 福千寺 | 9:16 | 12:22 | 13:16 | 16:22 |
| 12 | 木越 近藤クリニック | 9:18 | 12:20 | 13:18 | 16:20 |
| 13 | 木越団地 グラウンド | 9:20 | 12:18 | 13:20 | 16:18 |
| 14・24 | 木越団地 ビューティサロンナナ | 9:22 | 12:16 | 13:22 | 16:16 |
| 15・23 | 木越団地 | 9:23 | 12:15 | 13:23 | 16:15 |
| 16・22 | みずき 3丁目バス停 | 9:24 | 12:14 | 13:24 | 16:14 |
| 17・21 | みずき 2丁目バス停 | 9:25 | 12:13 | 13:25 | 16:13 |
| 18・20 | みずき 1丁目バス停 | 9:26 | 12:12 | 13:26 | 16:12 |
| 19 | イオン金沢 | 9:31 | 12:07 | 13:31 | 16:07 |
| 20・18 | みずき 1丁目バス停 | 9:36 | 12:02 | 13:36 | 16:02 |
| 21・17 | みずき 2丁目バス停 | 9:37 | 12:01 | 13:37 | 16:01 |
| 22・16 | みずき 3丁目バス停 | 9:38 | 12:00 | 13:38 | 16:00 |
| 23・15 | 木越団地 | 9:39 | 11:59 | 13:39 | 15:59 |
| | 木越団地 3丁目バス停 | | | | |
| 24・14 | 木越団地 ビューティサロンナナ | 9:40 | 11:58 | 13:40 | 15:58 |
| 25 | 木越 近藤クリニック | 9:42 | 11:56 | 13:42 | 15:56 |
| 26 | 大浦 大浦東口 | 9:44 | 11:54 | 13:44 | 15:54 |
| 27 | 青和病院 | 9:46 | 11:52 | 13:46 | 15:52 |
| 28-1 | 北寺新町 公園前 | 9:47 | 11:51 | 13:47 | 15:51 |
| 28-2 | 北寺町 | 9:48 | 11:50 | 13:48 | 15:50 |
| 29 | 北寺上町 北寺中町 | 9:49 | 11:49 | 13:49 | 15:49 |
| 30 | 松寺団地前 | 9:50 | 11:48 | 13:50 | 15:48 |
| 31 | 松寺 松寺公民館 | 9:53 | 11:45 | 13:53 | 15:45 |
| 32 | 松寺上 | 9:56 | 11:42 | 13:56 | 15:42 |
| 33 | 木島病院 | 9:58 | 11:40 | 13:58 | 15:40 |
| 34 | 松寺下 | 10:00 | 11:38 | 14:00 | 15:38 |
| 35 | ほがらか村 | 10:02 | 11:36 | 14:02 | 15:36 |
| 36 | 金沢循環器病院 | 10:07 | 11:31 | 14:07 | 15:31 |
| 37 | 磯部北 | 10:11 | 11:27 | 14:11 | 15:27 |
| 38 | 磯部南 | 10:12 | 11:26 | 14:12 | 15:26 |
| 39 | 沖町 金沢病院 | 10:14 | 11:24 | 14:14 | 15:24 |
| 40 | イータウン金沢 | 10:18 | 11:20 | 14:18 | 15:20 |
| 41 | JR東金沢駅 西口 | 10:23 | 11:15 | 14:23 | 15:15 |

※バスの運行状況については、金城交通にお問合せ下さい。(電話番号253-3333)



金沢市交通まちづくり協議会 地域交通検討専門分科会 委員名簿

(敬称略)

| 役 職 名 | 委 員 名 |
|---|--------|
| 金沢工業大学工学部環境土木工学科准教授 | 片桐 由希子 |
| 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所道路管理第一課長 | 藤 真生 |
| 国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当） | 入口 伸彦 |
| 石川県土木部道路整備課長 | 小寺 基 |
| 石川県警察本部交通部交通規制課長 | 伊藤 悦隆 |
| 一般社団法人石川県タクシー協会専務理事 | 廣瀬 道弘 |
| 西日本旅客鉄道株式会社金沢支社地域共生室長 | 鹿野 剛史 |
| IRいしかわ鉄道株式会社取締役総務企画部長 | 杉藤 信之 |
| 北陸鉄道株式会社取締役自動車部長 | 高橋 航 |
| 西日本ジェイアールバス株式会社北陸支店長 | 大久保 範繁 |
| 石川県私鉄バス労働組合協議会議長 | 窪田 正尚 |
| 金沢市町会連合会副会長 | 外山 郁生 |
| 金沢市老人連合会会長 | 浦上 光太郎 |
| 金沢市都市政策局長 | 村角 薫明 |
| 金沢市土木局道路管理課長 | 伊藤 鋭和 |

令和6年7月30日時点

● 金沢市地域運営交通運行費補助金交付要綱（平成26年3月24日） 抜粋

（補助金の交付）

第2条 補助金は、市長が適当であると認める地域交通計画（条例第12条第1項の地域交通計画をいう。

以下同じ。）を策定し、かつ、当該地域交通計画に関し道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）

第4条に基づき設置された金沢市交通まちづくり協議会地域交通検討専門分科会の合意を得て、当該地域交通計画に基づいて交通手段の運行を実施する自主運営団体（同項の自主運営団体をいう。以下同じ。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

● 金沢市地域運営交通運行事業実施要領（令和5年3月23日） 抜粋

第5条 要綱第2条に規定する地域交通計画に関する金沢市交通まちづくり協議会地域交通検討専門分科会の合意は、試験運行を実施する場合にあっては当該試験運行の開始前までに、試験運行を実施しない場合にあっては本格運行の開始前までに得るものとする。

2 前項の規定は、地域交通計画に記載する次に掲げる事項の変更について準用する。

(1) 運行の形態（路線定期運行、路線不定期運行、区域運行等）

(2) 運行の種類（一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業等）

(3) 運行の経路又は区域

(4) 運行に係る収入（運賃、会費等）の単価

(5) 運行便数

地域交通計画

| | |
|--|--|
| <p>地域交通計画の名称</p> | <p>「おおらっこ・かわきた号」運行計画</p> |
| <p>地域交通計画の対象となる交通手段</p> | <p>通勤バス 13人乗り（乗車定員11人以上） ジャンボタクシー 10人乗り（乗車定員10人以下）</p> |
| <p>上記の交通手段の運行の経路、計画、経費その他の運行に関する事項</p> | <p>(1) 運行経路及び運行時間帯 別図のとおり</p> <p>(2) 1便当り走行時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス 車庫出発 8時30分 <li style="padding-left: 20px;">営業 9時～12時40分 <li style="padding-left: 20px;">車庫到着 13時10分 ・タクシー 計測不要のため省略 <p style="text-align: right;">合計 4時間40分</p> <p>(3) 1便あたり走行距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス <li style="padding-left: 20px;">営業走行距離 片道23.5キロ（往復47キロ） <li style="padding-left: 20px;">回送走行距離（車庫～湊）片道8キロ（往復16キロ） ・タクシー（各停） <li style="padding-left: 20px;">営業走行距離 片道22キロ（往復44キロ） ・タクシー（病院特急） <li style="padding-left: 20px;">営業走行距離 片道16キロ（往復32キロ） <p>(4) 運行日 原則 毎週 火・金 延べ104日</p> <p>(5) 運行総便数 ・バス、タクシー（各停）、タクシー（病院特急）各104便</p> <p>(6) 利用対象者及び利用料 大浦校下町会連合会に属する町会及び川北町会連合会に属する町会の住民 1世帯1年当り 1,000円</p> |

← P4～5に記載があるため、省略

【参考資料】地域運営交通の変更に係るチェックシート

地域運営交通の導入（変更）に係るチェックシート

| | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------------------|
| 地 区 : | 大浦・川北 地区 | 事 業 主 体 : | おおらっこ・かわきた号運行委員会 |
| 区 分 : | 新規 / 変更 | 運 行 形 態 : | 路線定期運行 / 不定期路線 / 区域運行 |
| 運 行 内 容 : | 乗合(賃切)乗用 | 運 行 開 始 : | 令和6年8月1日 (予定) |

地域運営交通の導入（変更）に当たり、下記要件を満たす必要がある。（該当する口をチェック）

| 1. 自主運営団体（事業主体） | |
|-----------------------------------|--|
| (1) | 自主運営団体は、地域交通計画の運行経路に所在する町会連合会で構成している。 <input checked="" type="checkbox"/> 「はい」⇒(3)-1へ / <input type="checkbox"/> 「いいえ」⇒(2)へ |
| (2) | 上記(1)が困難な場合は、地域の実情に合わせ、運行経路に所在する複数又は単一の町会、商店街等により構成している。 <input type="checkbox"/> 「はい」⇒(3)-1へ |
| (3)-1 | 自主運営団体を構成する町会連合会、町会、商店街等は、各団体において自主運営団体への参画に係る意思決定を経た上で参画している。 <input checked="" type="checkbox"/> 「はい（町会連合会）」⇒(4)へ <input type="checkbox"/> 「はい（町会、商店街等）」⇒(3)-2へ ※意思決定を証する書面を添付（別紙のとおり） |
| 【町会、商店街等（町会連合会を除く）で自主運営団体を構成する場合】 | |
| (3)-2 | 試験運行を開始するまでに下記の同意を得ている。 ・町会にあつては、自らが属する町会連合会の同意 ・商店街等にあつては、自らが属する町会連合会及び町会の同意 <input type="checkbox"/> 「はい」⇒(4)へ ※同意を証する書面（様式第1号）を添付（別紙のとおり） |
| (4) | 自主運営団体の区域の過半が、金沢市の公共交通の利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項のまちなか区域（以下同じ。）に存しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 「はい」 |
| (5) | 自主運営団体の区域の過半が、公共交通重要路線（条例第10条第1項に規定する公共交通重要路線として第3次金沢交通戦略において定めた路線）又は金沢ふらっとバスの路線から直線で300m以内に存しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 「はい」 |
| 2. 地域交通計画 | |
| (1) | まちなか区域に買い物、通院等を目的地とする停留所（以下「目的地停留所」という。）を設定しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 「はい」 |
| (2) | 自主運営団体の区域外に運行経路を設定しない。 <input type="checkbox"/> 「はい」⇒(4)へ / <input checked="" type="checkbox"/> 「いいえ」⇒(3)へ |
| (3) | 上記(2)によらず、やむを得ず区域外に運行経路を設定する場合は、総合病院（二次救急医療を担う医療機関をいう。以下同じ。）、クリニック、商業施設、金融機関その他の住民生活に必要な施設に限り、区域内に居住する住民の生活圏及び移動需要を踏まえ、まちなか区域外に限り最小限の範囲で目的地停留所を設定している。 <input checked="" type="checkbox"/> 「はい」 |
| (4) | 路線バスの経路と重複し、かつ、競合する運行経路を設定しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 「はい」 |
| 【区域運行の場合】 | |
| (5) | 自主運営団体の区域及びまちなか区域を除く区域の最寄りの総合病院に目的地停留所を設定するときは、午前8時から10時までの運行、路線バスの経路との重複が最小限、かつ、降車専用としている。 <input type="checkbox"/> 「設定あり」 / <input type="checkbox"/> 「設定なし」 |
| (6) | 上記(1)～(5)について、関係する路線バスを運行する公共交通事業者の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> 「内諾済み」 同意対象事業者（ ） |
| (7) | 運営体制・資金計画が持続的かつ安全な運行が可能ものである。 <input checked="" type="checkbox"/> 「はい」 |
| 【減便、廃止の場合】 | |
| (8) | 変更に伴う地域住民等への影響は少ない。 <input checked="" type="checkbox"/> 「はい」 |
| (9) | 自主運営団体が所在する町会連合会の同意を得ている。 ※自主運営団体が1-(2)に該当する場合には、同意を証する書面（様式第2号）を添付（別紙のとおり） |